

地方三団体提出資料

提出資料	団体名	ページ
全国知事会提出資料	全国知事会	1～6
全国市長会提出資料	全国市長会	7～27
全国町村会提出資料	全国町村会	28～30

地方分権改革に関する提案募集に係る意見

H28.8.30

全国知事会

平成26年から新たに導入された「提案募集方式」等による事務・権限の移譲等を内容とする第6次地方分権一括法が成立し、地方分権改革が力強く前進していることを高く評価。各府省第1次回答では提案内容を対応困難や今後検討とされたものが多く、今後の検討過程で各都道府県の提案全般について、提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

特に、個別項目への当会としての意見の概要は以下のとおり。

- 義務付け・枠付けの見直し提案 …16件 重点事項6件 について見直しを求める
 - ～ このうち5件は勧告未実施分、11件は勧告対象外のもの
- 国から都道府県への権限移譲の提案 …6件について移譲を求める
 - ～ このうち4件は「空飛ぶ補助金」見直しの提案
- その他（国庫補助負担金の要件緩和、地方公共団体の事務改善、事業者等に対する規制緩和等）の提案 …9件 重点事項3件 について見直しを求める

分類は当会の判断によるものであり、内閣府の分類と必ずしも一致しない。件数は提案件数ベースだが、同趣旨の提案が複数なされているものもある。

義務付け・枠付けの見直しの提案について（1/2）

累次の分権一括法等により、一定の進展があるが、実際には、見直し後も「従うべき基準」が多用されるなど地方の自由度が高まっていない面もある。

平成26年度提案募集における義務付け・枠付けに係る措置状況
(具体例) 児童福祉法関係 提案 25件 対応不可 15件
介護保険法関係 提案 22件 対応不可 22件

これを踏まえ、「従うべき基準」については、速やかに廃止し、又は参酌すべき基準化を進めるとともに、引き続き、地方分権改革推進委員会の第2次・第3次勧告に従って義務付け・枠付けについて見直しを行い、勧告において示された義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立を図るべき。

この考え方に沿って、16件 重点事項6件 について見直しを求めらる。

義務付け・枠付けの見直しの提案について（2/2）

勧告の未実施分に係る提案であり、勧告通りの見直しを求めるもの。・・・5件

（提案項目）

- ・小規模多機能型居宅介護（地域密着型サービス）にかかる人員等の基準の緩和（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）
- ・サテライト型養護老人ホームの設置基準の見直し（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）
- ・幼保連携型認定こども園における園庭の位置及び面積に関する従うべき基準の参酌化（就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）
- ・保育所の人員配置基準の参酌すべき基準への見直し（児童福祉法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）
- ・国定公園における一定の工作物の建築物の建築にかかる環境大臣との協議の廃止（自然公園法）

勧告対象外のものに係る提案であるが、勧告の趣旨に沿った見直しを求めるもの。・・・11件

（提案項目）

- 都市公園における設置可能な施設に関する規制緩和（都市公園法）
- 都市公園内への町会自治会等地縁団体の会館設置に対する規制緩和（都市公園法）
- 県が設置する都市計画審議会の委員の構成等の基準の見直し（都市計画法）
- 生産緑地地区指定の面積要件の要件緩和（生産緑地法）
- 動物取扱責任者研修の見直し（研修回数等の義務づけの廃止等）（動物愛護管理法）
- 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実包の譲り受けの許可の廃止（火薬類取締法、鳥獣保護法）
- 戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和（建築基準法）
- ① 特定行政庁が都市計画法上のホテル・旅館の建築制限のある用途地域に建築を許可する際の基準の明確化
- ② 特別用途地域内でホテル・旅館の建築を可能とする条例制定の際の大臣同意の廃止
- 農業共済保険審査会の必置義務の見直し（農業災害補償法）
- 不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県經由の廃止[3件]（不動産鑑定法）

国から都道府県への権限移譲の提案について

6件について国からの移譲を求めらる。

都道府県を介さず、国の出先機関が直接実施している事業、民間事業者等に直接交付している補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）関連提案4件について見直しを求めらる。

➤ いわゆる「空飛ぶ補助金」は、地方自治体が実施する事業との連携が図られず、効果を最大限に発揮することができないという問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付することを求めらる。

(提案項目)

1. **【知事会提案】地域・まちなか商業活性化支援事業費のうち地域商業自立促進事業について事務および権限を都道府県に移譲**
(中心市街地活性化法)
2. **【知事会提案】中小サービス業中核人材の育成支援事業および小規模事業者支援人材育成事業について事務および権限を都道府県に移譲** ("我が国の若者・女性の活躍推進のための提言日本再興戦略" "ちいざな企業" 成長本部行動計画)
3. **小規模事業者持続化補助金に関する事務・権限の都道府県への移譲** (小規模事業者持続化補助金交付要綱)
4. **商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務の都道府県への移譲** (小規模事業者持続化補助金交付要綱)

1、2の【知事会提案】については、平成28年5月26日全国知事会においてアンケート調査を実施 (全47都道府県から回答)

	当該事業と類似した都道府県事業がある	うち「空飛ぶ補助金」により支障事例がある
1. 地域商業自立促進事業	37団体	28団体
2. 小規模事業者等人材・支援人材育成事業	35団体	20団体

このほか、2件について全国知事会として都道府県への移譲を求めらる。

(提案項目)

事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲
(中小企業等協同組合法施行令第32条中小企業団体の組織に関する法律) [2件]

全てに共通して国に対処を求める事項

国と地方の適切な役割分担の構築のため、全てに共通して以下の事項を求める。

- ・ 事務区分（自治事務・法定受託事務）、並行権限、国の関与や義務付け・枠付けについては、地方分権推進計画や地方分権改革推進委員会の第2次勧告及び第3次勧告で設定されたメルクマール等の範囲内とすること。
- ・ 報告徴収・立入検査に限った移譲など、それだけでは地方が何ら役割を果たすことができないものについては、地方が一定の役割を果たすことができるよう、許認可・措置命令など、関連する他の事務・権限を併せて移譲すること。
- ・ 一の都道府県の区域を越える事業等に対する事務・権限については、域外権限行使や関係都道府県との情報共有の仕組みを法令上構築すること。

5

政府として最終的に決定するまでに、全てに共通して以下の事項に責任をもって対処し、地方に提示することを求める。

- ・ 工程表などの手順・スケジュールや具体的な人員・財源措置を示すこと。
- ・ 財源については、事務・権限の実施にあたり財源（人件費相当額を含む。）の不足が生じないよう、必要総枠を確保し、国から地方に財源移譲すること。
- ・ 人員については、技術や専門性を有する人材を育成・確保するため、研修や職員派遣など必要な支援を行うこと。
- ・ 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。
- ・ 各府省からの第1次回答において現行規定により対応可能であるとされたものについて、要綱等においてその旨を明確にするなど提案主体の納得が得られるよう説明責任を果たすこと。

5

地方分権改革の推進について（抜粋）

（H28.7.29全国知事会）

提案の実現に向けた後押し

- ・ 提案を検討するに当たっては、全国一律の権限移譲を基本としつつも、先行地域における実証制度として地域特性を活かせる「手挙げ方式」を積極的に活用するとともに、広域連合等を活用するなど、地方からの提案が最大限酌みとられるよう対応をすること。
- ・ また、これまでの対応方針において、検討を行う」とされた提案や年次を示して結論を得るとした事項について、速やかにフォローアップを行い、その内容を示すとともに、有識者会議における議論のテーマとして深掘りし、提案を実現すること。
- ・ 提案の検討に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の効果等の立証責任を地方のみに課すのではなく、地方への権限移譲や規制緩和を行うことを原則として、地方に委ねることによる支障等の立証 説明責任を国もしっかりと果たすこと。

地域交通（旅客自動車運送事業に関する事務・権限の移譲）

- ・ 人口減少社会の進行とともに、過疎地域をはじめとする地方では、生活に必要なヒト・モノ・カネ・サービスへのアクセスがますます難しくなっていくことが危惧される。こうした地域住民のナショナルミニマムを確保すべくセーフティネットを構築するためには、地域が自ら考え実行できる仕組みづくりが必要であることから、路線バス、タクシー等、旅客自動車運送事業に関する事務・権限の移譲を進めること。